

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 9月 4日
水戸地方裁判所下妻支部民事執行係
裁判所書記官 吉 田 聡

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 9月 24日から 令和 8年10月 1日まで
開札期日	日 時 令和 8年10月 7日 午前10時00分 場 所 水戸地方裁判所下妻支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年10月 28日 午前 9時50分 場 所 水戸地方裁判所下妻支部民事執行係
特別売却 実施期間	令和 8年10月 9日から 令和 8年10月 9日まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則33条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 9月 4日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	3,500,000 2,800,000	一括	700,000	27,944	7,506
1	70,000				
2	1,630,000				
3	1,800,000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 古河市磯部字天王南 |
| | 地 番 | 3 番 4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 9. 0 1 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 古河市磯部字天王南 |
| | 地 番 | 3 番 7 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 205. 9 1 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 古河市磯部字天王南 3 番地 7 |
| | 家屋 番号 | 3 番 7 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 62. 5 2 平方メートル
2 階 31. 4 6 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8年 7月14日

水戸地方裁判所下妻支部民事執行係

裁判所書記官 吉 田 聡

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 古河市磯部字天王南 |
| | 地 番 | 3 番 4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 9. 0 1 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 古河市磯部字天王南 |
| | 地 番 | 3 番 7 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 205. 9 1 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 古河市磯部字天王南 3 番地 7 |
| | 家屋 番号 | 3 番 7 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 62. 5 2 平方メートル
2 階 31. 4 6 平方メートル |



令和7年（ケ）第103号
令和8年3月27日受理
令和8年4月22日提出

現況調査報告書

水戸地方裁判所下妻支部
執行官 小 俣 隆 一

（注） チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 古河市磯部字天王南 |
| | 地 番 | 3番4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 9.01平方メートル |
| 2 | 所 在 | 古河市磯部字天王南 |
| | 地 番 | 3番7 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 205.91平方メートル |
| 3 | 所 在 | 古河市磯部字天王南 3番地7 |
| | 家屋 番号 | 3番7 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 62.52平方メートル
2階 31.46平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	(住居表示未実施)	
土地	物件1, 2	
現況地目	■宅地(物件1, 2) □公衆用道路(物件) □ (物件)	
形状	□公図のとおり □地積測量図のとおり □建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図のとおり □	
占有者及び占有状況	■土地所有者 □その他の者 上記の者が物件2の土地に下記建物を所有し、占有している。物件1の土地は物件2の土地と一体で敷地として利用されている。 □「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物(目的外建物)	■ない □ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)	
その他の事項		
建物	物件3	
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点異なる(□主たる建物 □附属建物) □種類: □構造: □床面積:	
物件目録にない附属建物	■ない □ある { 種類: 構造: 床面積:	
占有者及び占有状況	■建物所有者 □その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として使用している。 □「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地(目的外土地)	■ない □ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)	
その他の事項		
執行官保管の仮処分	■ない □ある { 地方裁判所 支部 令和 年() 第 号 保管開始日 令和 年 月 日	
土地建物の位置関係	□建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(2枚目)

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳述内容等
☒ A (所有者)	1 本件建物は、私が家族と一緒に居宅として使用しています。
☒ B (所有者Aの妻)	1 Aが不在なので、私が調査に立ち会います。 2 本件建物は、Aと私が居宅として使用しています。誰かに貸したりしていません。 3 本件建物について、大きな損傷箇所はありません。雨漏り跡があります。床がブカブカするようなどころはありません。 4 土地の境界で問題となったことはありません。 5 本件土地建物で事件や事故があったことはありません。また、土壌汚染や埋設物で問題となったことはありません。 6 約20年くらい前に室内で猫1匹を飼っていたことがありました。

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(3枚目)

執行官の意見

- 1 本件物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付した写真のとおりである。
- 2 占有状況については、現場の状況や関係人の陳述、不動産登記記録や公課証明書の記載内容等から、2枚目記載のとおりであると判断した。
- 3 本件建物について、経年相当の損傷箇所のほか、雨漏り跡、内壁のひび割れや破損、動物の引っ掻き傷があった。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4枚目)

(調査経過用)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和8年3月27日(金)	当庁執行官室	古河市に対し公課証明書等交付申請、受領
令和8年3月30日(月) 12:53-13:03	物件所在地	■物件確認 ■写真撮影 ■所有者から聴取
令和8年4月6日(月) 14:11-14:13	水戸地方法務局下妻支局	土地登記全部事項証明書交付申請、取得
令和8年4月14日(火) 11:20-12:05	物件所在地	■立入調査 ■写真撮影 ■評価人同行 ■Bから聴取
年 月 日() : - :		
年 月 日() : - :		
年 月 日() : - :		
年 月 日() : - :		

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

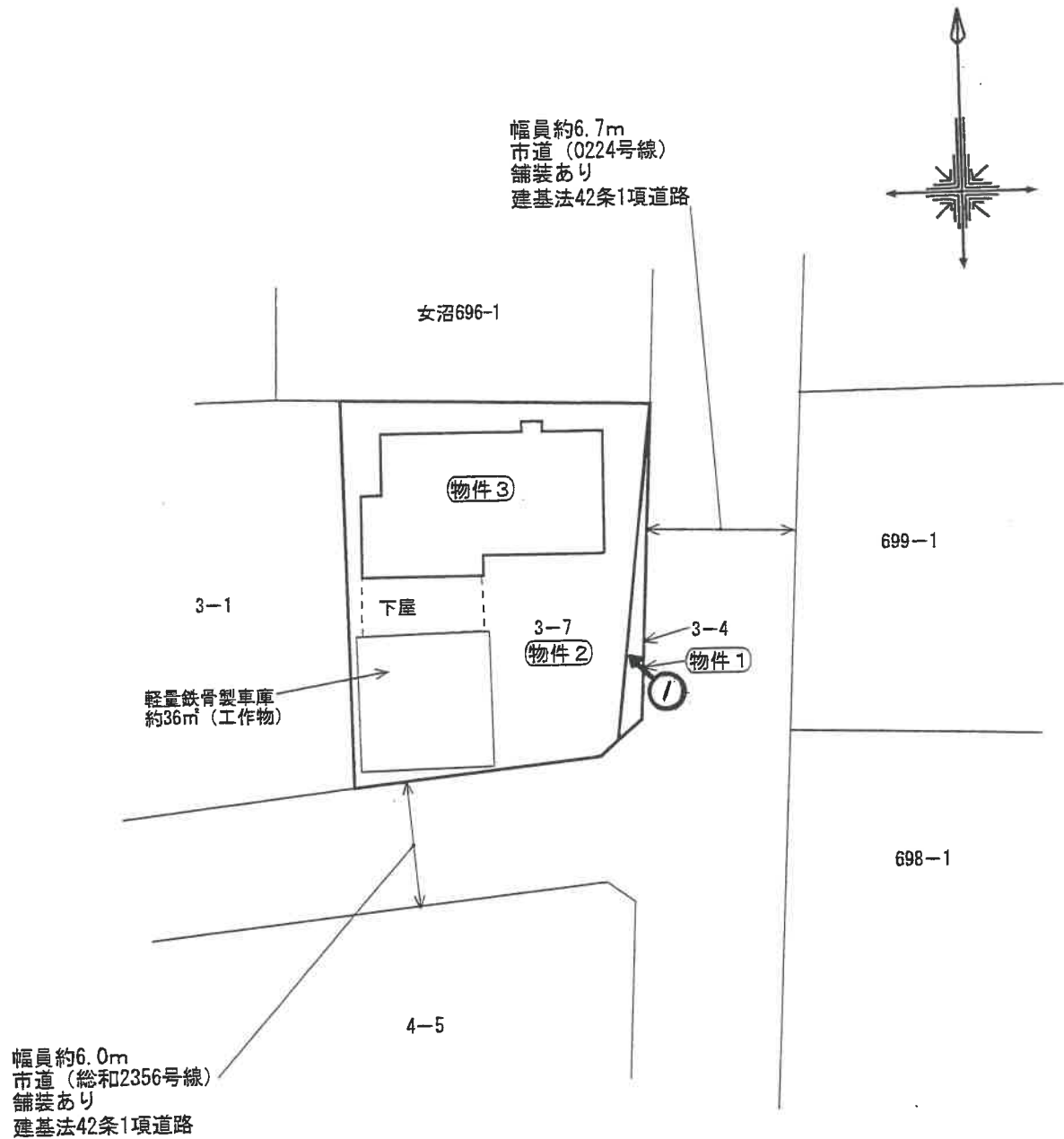
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5枚目)

土地建物位置関係図	
事件番号	令和7年（ケ）第103号



※この図面は地番図等に基づき
現地概測等により作成したもの
であり実測図ではありません。

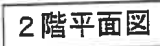
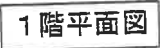
縮尺 約1/300

←○写真撮影位置方向

建物間取図	
事件番号	令和7年(ケ) 第103号
物件番号	3

令和7年(ケ)第103号

3



縮尺約 1/100

(7 枚目)

写真 1



写真 2





写真3



写真4

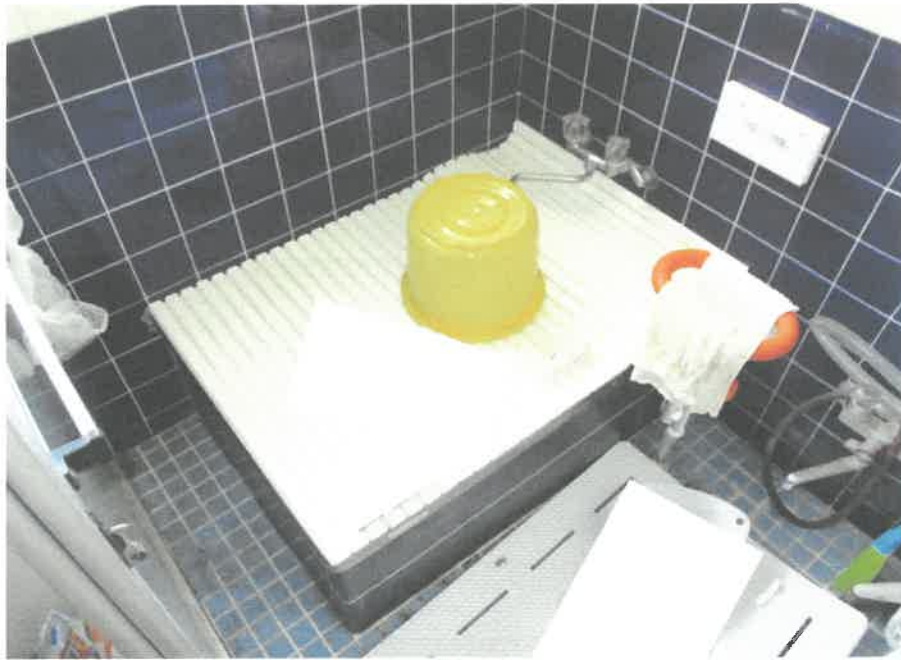


写真5



写真6



写真7



写真8

令和 7年（ケ）第 103号
令和 8年 3月27日 受 命
令和 8年 4月14日 現地調査
令和 8年 4月20日 評 価
令和 8年 4月21日 提 出

水戸地方裁判所 下妻支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
長尾孝一

第1 評価額

一 括 価 格	
金 3, 5 0 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 7 0, 0 0 0 円
物件 2 (土地)	金 1, 6 3 0, 0 0 0 円
物件 3 (建物)	金 1, 8 0 0, 0 0 0 円

- ① 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当の割付と超過売却（民事執行法73条）の判定を行うことの参考として、一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1、2の土地価格は物件3の建物のための敷地利用権価格を控除した価格であり、物件3の価格は当該敷地利用権付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、法定の手続がとられた場合を除き事前に物件に立ち入ることができないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類または品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登 記	現 況
1	所在地 地積	別紙物件目録記載のとおり	
2	所在地 地積	別紙物件目録記載のとおり	
3	所 家屋番号 種類 構造 床面積	別紙物件目録記載のとおり	

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 古河市磯部字天王南 |
| | 地 番 | 3 番 4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 9. 0 1 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 古河市磯部字天王南 |
| | 地 番 | 3 番 7 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 0 5. 9 1 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 古河市磯部字天王南 3 番地 7 |
| | 家屋 番号 | 3 番 7 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 6 2. 5 2 平方メートル
2 階 3 1. 4 6 平方メートル |

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1, 2）

位 置 ・ 交 通	J R宇都宮線古河駅の南東方約4.2 k m（道路距離）、「女沼宿」バス停の南東方約0.2 k m（道路距離）に位置する。	
付 近 の 状 況	一戸建て一般住宅、アパート等が立ち並ぶ住宅地域。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第1種中高層住居専用地域 指定 60% 指定 200% 建築基準法第22条区域 埋蔵文化財包蔵地
画 地 条 件	形状、間口・奥行等は概ね別添「土地建物位置関係図」のとおりである。 規模（地積）は登記面積にほぼ一致する。	
接面道路の状況	東側幅員約6.7m舗装市道（0224号線） （建築基準法第42条第1項第1号道路に該当） 南側幅員約6.0m舗装市道（総和2356号線） （建築基準法第42条第1項第1号道路に該当） 土地価格において角地加算を考慮する。	
土地の利用状況等	物件1、2土地を一体として、物件3建物の敷地の用に供されている。 （物件3建物の法定地上権の成立を考慮して評価する）	
供 給 処 理 施 設	上水道 あり ガ ス なし 下水道 不明（特記事項のとおり） （注）供給処理施設における「あり」とは、目的物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）が通っており、通常で敷地内への引込みができる状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
土 壌 汚 染 の 可 能 性 の 調 査	土地の履歴等からは土壤汚染対策法に定められた特定有害物質の影響リスクが生じている可能性は低いものと推定するが、詳細については専門調査機関による詳細調査を行わないと確定出来ない。 当該リスク内在による減価要因は競売市場修正での考慮とした。	

特記事項

1. 上水道について

南側市道（総和2356号線）に水道管本管（HPPE100φ）が敷設されており、当該本管から引込径20mmφ、メーター径20mmφで引き込まれているとのこと。

2. 下水道について

下水道処理区域内であり、下水道が整備された当時（平成10年代）、受益者負担金が完納され公共枵が設置されたが、その後、所有者において公共枵が撤去され、現在接続されていない状況になっているとのこと。改めて公共枵を設置するには利用者の負担で行う必要があるとのこと。（古河市下水道課調べ）
土地価格において減価要因として考慮する。

3. 埋蔵文化財包蔵地について

埋蔵文化財包蔵地「道丁遺跡」に指定されており、一定の深さの掘削を伴う開発を行う場合は、開発者の費用によって文化財調査を行わなければならないため、市場性修正で考慮する。

4. 物件1土地について

課税地目が公衆用道路であるため、道路の一部との疑義があるが、過去に道路であったと推認される登記記録があること及び境界査定は行われていないこと（古河市用地管理課調べ）から、登記地目と同じ宅地であり、敷地の一部であると判断した。

5. ハザードマップについて

国土交通省の洪水ハザードマップによれば、「この付近では、最悪の場合、洪水による浸水が発生してその深さが3メートルから5メートルになることが想定されています。これは1階が水没して2階部分まで浸水するような深さです。」とされている。

6. 道路地番の登記記録

3番2	公衆用道路	1.20m ²	所有者：猿島郡総和町
3番3	公衆用道路	50m ²	所有者：猿島郡総和町
3番5	公衆用道路	16m ²	所有者：猿島郡総和町
3番6	公衆用道路	2.99m ²	所有者：猿島郡総和町
4番2	公衆用道路	1.20m ²	所有者：猿島郡総和町
4番3	公衆用道路	132m ²	所有者：猿島郡総和町
4番4	公衆用道路	5.72m ²	所有者：猿島郡総和町

2 建物の概況及び利用状況（物件3）

区 分	主たる建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) 昭和60年 6月24日新築 経過年数 41年 経済的残存耐用年数 満了
仕 様	構造 木造瓦葺2階建 屋根 瓦 葺 外壁 サイディングボード張 内壁 化粧合板張・左官塗壁等 天井 石膏ボード・杉板敷目張等 床 畳・塩ビシート等 設備 電気・水道
床面積（現況）	1階： 62.52㎡ 2階： 31.46㎡ 計： 93.98㎡
現況用途等	階層 地上2階建て 現況用途 居宅 間取り 建物間取図参照
品 等	使用資材 やや劣る 施 工 やや劣る
保守管理の状態	建築後の経過により、老朽化が進行しており保守管理の状態はやや劣る。 雨漏り跡、内壁のひび割れや破損、動物の引っ掻き傷等が見られた。
建物の利用状況	建物所有者が、本建物を居宅として使用している。
特 記 事 項	1. 建築計画概要書記載事項 確認年月日：昭和60年3月9日 確認番号：総第384号 主要用途：専用住宅 工事種別：新築

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1, 2 (土地)

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	共有持分 割合 オ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ×オ
1	29,800	0.94	9.01	0.90		230,000
2	29,800	0.94	205.91	0.90		5,190,000

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価公示 古河-19

公示価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $32,500\text{円}/\text{m}^2 \times 100.0/100 \times 100/104.0 \times 100/105.0 = 29,800\text{円}/\text{m}^2$

◇時点修正：必要なし。

◇標準化補正：方位+4

◇地域格差：環境条件+5.0

イ 個別格差：物件1、2 画地条件(方位+2 角地+2)環境条件(供給処理施設の状態▲10)

ウ 地積：登記記載の地積。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件3 (建物)

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	共有持分 割合 ウ	現価率 エ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ×エ
3	143,000	93.98		0.01	130,000

ア 再調達原価：対象建物の現状の使用資材、施工の程度等を観察し、その仕様の標準的な原価を採用した。

イ 現況延床面積：登記数量による。

エ 現 価 率

経過年数41年、経済的全耐用年数25.0年、経済的残存耐用年数0.0年、
 観察減価及び中古建物の市場性減価40%、残価率1%、耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

・ 現価率 = {残価率1% + (1-1%) × (経済的残存耐用年数0.0年 / 経済的全耐用年数25.0年)} × (1-観察減価40%) ÷ 0.01

2 評価額の判定

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	230,000	0.50	法定地上権	120,000
2	5,190,000	0.50	法定地上権	2,600,000

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有 減価 修正 ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	230,000	－120,000		0.90	0.70	70,000
2	5,190,000	－2,600,000		0.90	0.70	1,630,000
3	130,000	＋2,720,000	1.00	0.90	0.70	1,800,000
一括価格（合計）						3,500,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：5頁記載事由による市場性の減退を考慮した。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格 古河-19

所 在：古河市女沼字大道北1717番1

地 目：宅地

価 格：32,500円／㎡（対前年変動率 0.62%）

位 置：古河 3.9 k m

価 格 時 点：令和 8年 1月 1日

地 積：164㎡

供給処理施設：水道, 下水

接 面 街 路：南東6.7m市道

用途指定等：市街化区域 第1種低層住居専用地域（建蔽率40%、容積率80%）

地域の概要：一般住宅とアパートが増えつつある住宅地域

第7 附属資料

物件位置図

周辺見取図

公図写

地積測量図写

建物図面・各階平面図写

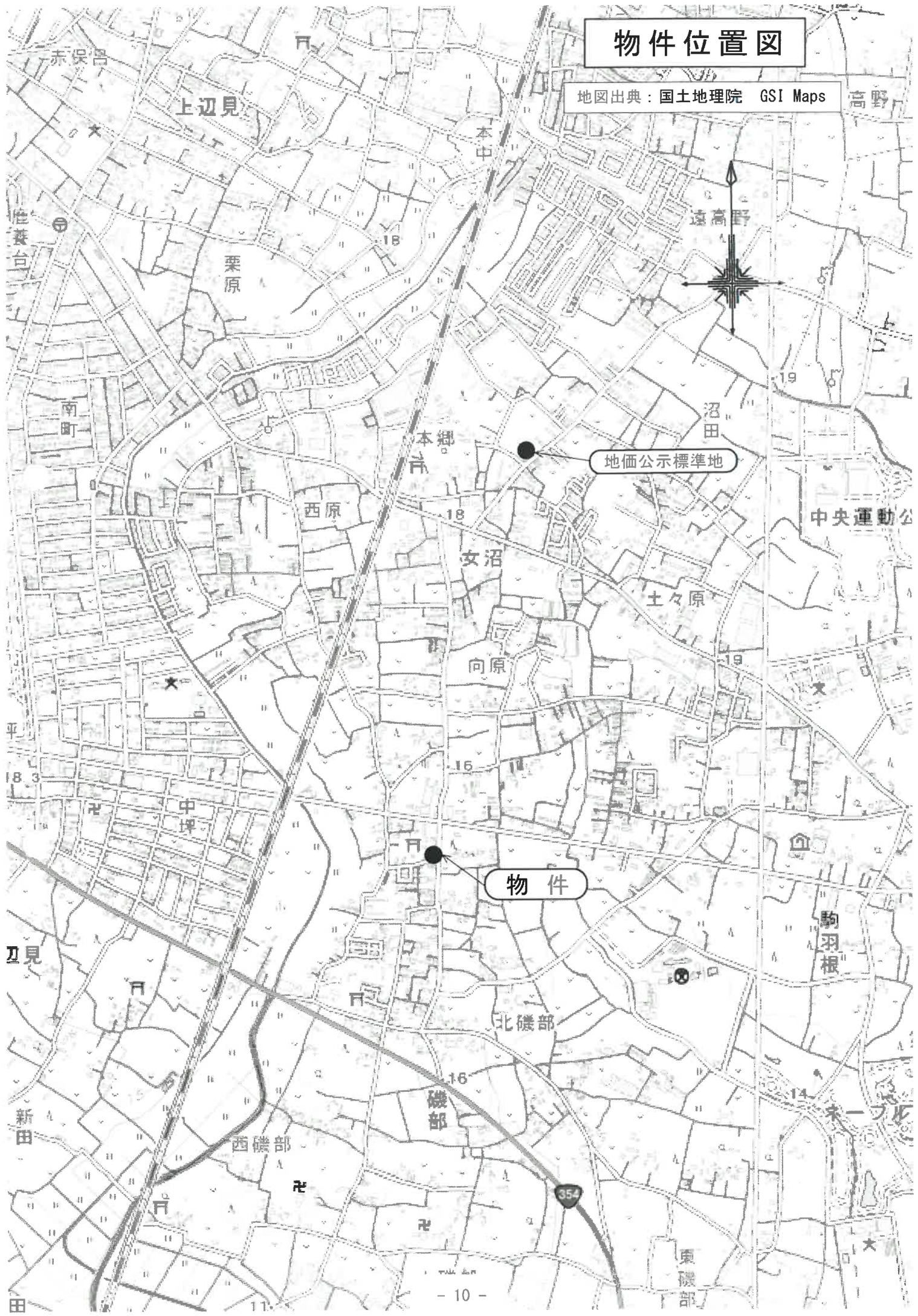
土地建物位置関係図

建物間取図

以 上

物件位置図

地図出典：国土地理院 GSI Maps



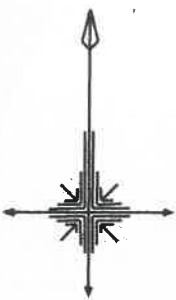
物件

地価公示標準地

周辺見取図

地図出典：国土地理院 GSI Maps

令和7年(ケ)第103号



縮尺 1／600

地積測量図写

登記年月日：昭和45年10月22日

管理番号 019280

地番 3~6

土地の所在 猿島郡総和町大字 磁部 字天王前

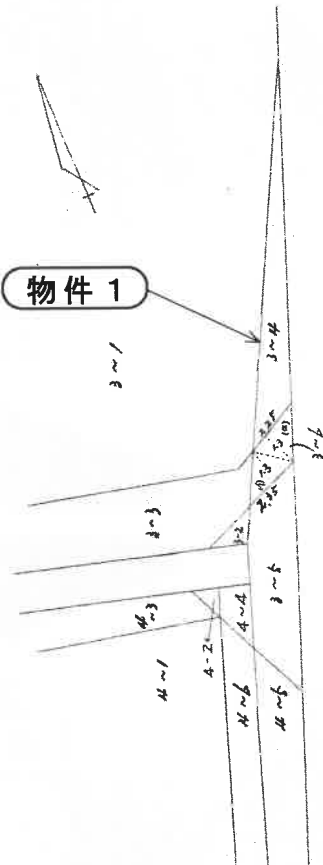
古河市

土地積測量図
前 3-4 後 3-4 新-1

昭和45年10月22日
製作年月日

製作者

嘱託者



地番	底辺	高さ	積	米 ²
3~6	11)	2.15	1.3	3.055
	10)	2.25	1.3	2.925
計				5.980

A 3をA 4に縮小

縮尺 1/1200 1/

昭和45.10.22

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年1月15日 水戸地方裁判所下妻支部

登記官

登記年月日：昭和60年1月21日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年1月15日 水戸地方裁判所下妻支部

登記官

地積測量図写

新 後 地 積 測 量 図

前 3-1 番 3-7・3-8、3-1

土地の所在 猿島郡総和町大字磯部字天王南

古河市

物件 1

物件 2

⑥ 3~7
① 21.515×11.109=239.010135
② 21.515×7.722=166.138830
③ 11.603×0.575=6.671725
合=411.820690
1/2=205.910345

地 積 205.91 m²

① 3~8
① 22.154×10.338=229.028052
② 22.154×2.581=57.179474
③ 18.430×4.442=81.866060
④ 13.861×3.438=47.654118
⑤ 9.378×5.021=47.086938
合=462.814642
1/2=231.407321

地 積 231.41 m²

④ 3-1

548.515-(205.910345+231.407321)=111.197334

地 積 111.20 m²

筆界	境界標の種類	境界標
⑦	プラスチック杭	⑦
⑤	コンクリート杭	⑤
④	金属標	④

縮尺 1/250

申請人

作製者

(茨城土地家屋調査士会用紙)

A 3 を A 4 に縮小

登記年月日：昭和60年7月1日

整理番号

18692

各階平面図

家屋番号

3~7

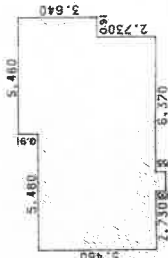
建物図面

建物の所在

猿島郡総持町大字磯部字天王南3番地7

古河市

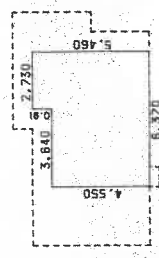
1 階



求積表

2.730 X 5.460	=	14.905800
0.910 X 5.915	=	5.382650
1.820 X 5.460	=	9.937200
4.550 X 6.370	=	28.983500
0.910 X 3.640	=	3.312400
合計		62.521550
床面積		62.52 ㎡

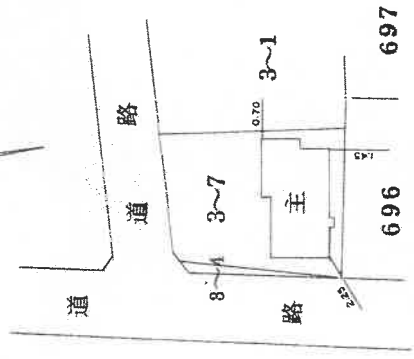
2 階



求積表

3.840 X 4.550	=	16.562000
2.730 X 5.460	=	14.905800
合計		31.467800
床面積		31.46 ㎡

物件 3



A3をA4に縮小

作製者

縮尺

1/250

申請人

縮尺

1/500

(茨城土地家屋調査士会刊)

60.7

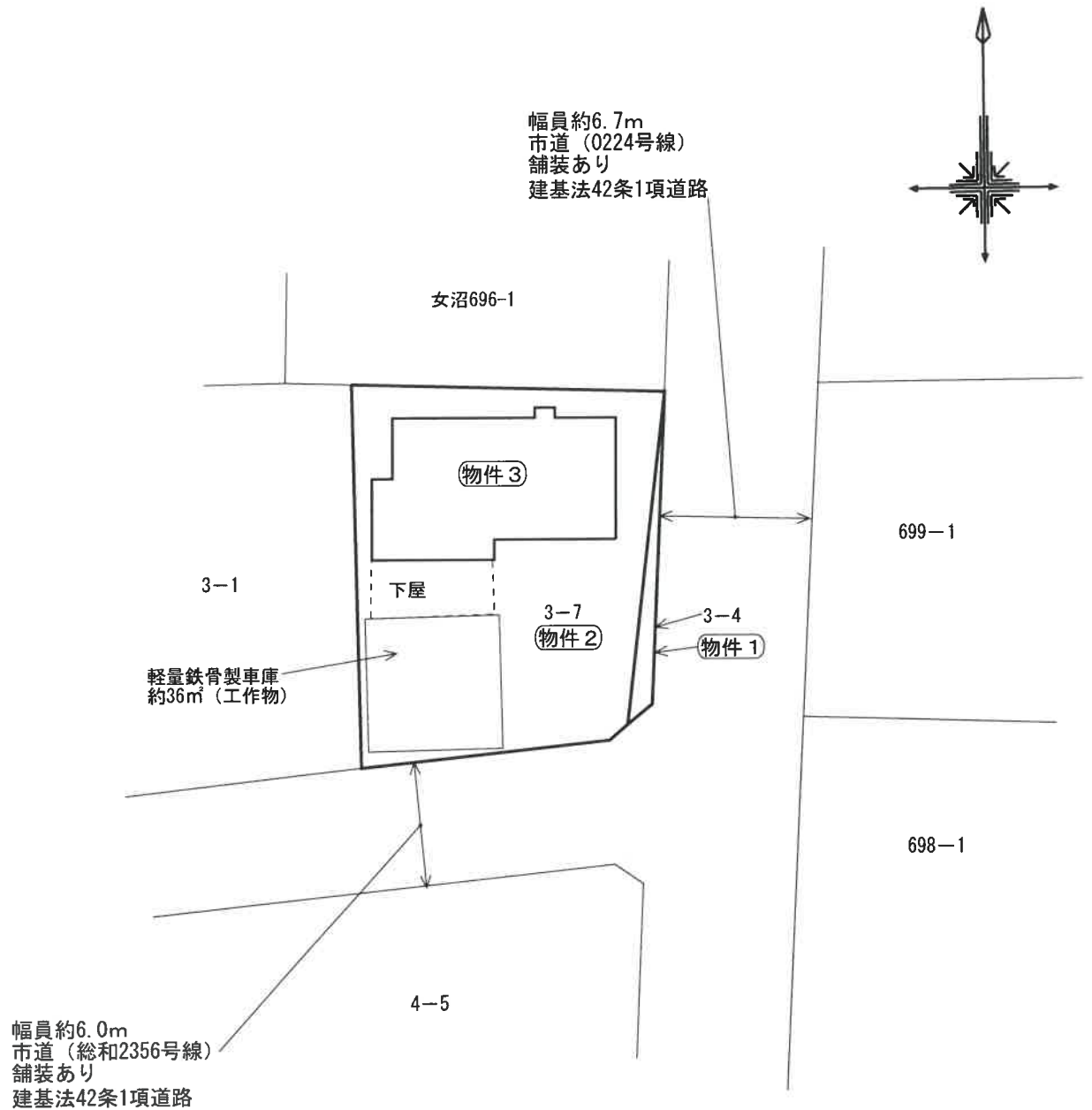
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年1月15日 水戸地方方法務局下妻支局

登記官

土地建物位置関係図

事件番号

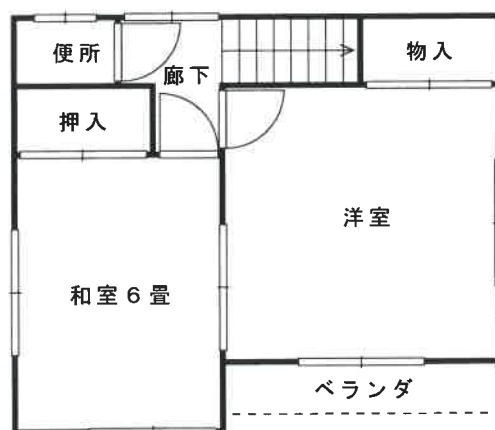
令和7年（ケ）第103号



※この図面は地番図等に基づき
現地概測等により作成したもの
であり実測図ではありません。

縮尺 約1/300

建物間取図	
事件番号	令和7年(ケ)第103号
物件番号	3



※図面と現況が異なる場合は
現況優先となります。

縮尺約 1/100